

# 【第3号様式別紙】賃金改善報告書記載要領

熊本県健康づくり推進課

(第3号様式 別紙)

## 賃金改善報告書

開設者名: **Excelの場合は自動転記されます (手書きの場合は様式1の内容を転記)** 医療法人熊本県庁会 ①

歯科診療所名: 熊本県庁デンタルクリニック熊本院 ②

令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無(令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出していない診療所のみ要回答) ③ **○か×で回答**

※届出を行っている事業所は○を、行っていない事業所は×を記載してください。  
※×の場合には補助金の返還が必要です

返還額有無の判定(Ⅱ-Ⅲ≥0の場合には○、Ⅱ-Ⅲ<0の場合には×) ④ **○か×で回答**

※×の場合には補助金の返還が必要です

交付確定額(自動計算) ⑤ **150,000円** (Ⅸ-⑩)

I:賃金改善の総額(自動計算) ⑥ **378,535円** (⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)

i:賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額(直接入力) ⑦ **0円**

II:補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て) ⑧ **378,000円** (⑥-⑦)

III:賃上げ支援事業の支給額 ⑨ **150,000円**

IV:返還額(千円未満切り捨て)(Ⅲ-Ⅱ) ⑩ **0円** (150,000-⑧ ※マイナスになる場合には0と表記)

賃金改善(全体)の内容	入力欄				給付金の対象となった賃金改善の総額	
	I 対象人数 (常勤換算数)	II 月額または 月額換算額	III 月数	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(直接入力)(比 較対象は給付金による賃金改 善前の水準)	賃金改善の総額 (自動計算)	賃金改善の総額 (項目別) I×II×III
(1)基本給の引き上げ	⑯ 10.25人	⑳ 6,878円	㉒ 4ヶ月	㉘ 7,000円		⑪ 281,998円
(2)毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)	⑰ 4.50人	㉑ 2,000円	㉓ 4ヶ月	㉙ 2,000円		⑫ 36,000円
(3)(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴 う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等 の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてく ださい。)	⑱	㉒	㉔			⑬ 0円
(4)一時金または特別手当	⑲ 10.00人	㉓ 3,000円	㉕ 1ヶ月分			⑭ 30,000円
(5)令和7年度に2.0%を上回るベースアップをすでに実施しており、なおかつ令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%の補てんに本給付金を充てた場合は、別紙にて算定した金額を右の欄に記載してください						⑮ 30,537円

診療報酬改定後(6月以降)の賃上げ実績を  
記入してください

(5)に該当がある場合には別紙2を基に算出し、⑮に記入

Ⅲ月数の期間中における対象職員数の延べ人数÷月数

賃金改善の総額(項目別)÷(Ⅰ期間の対象人数×Ⅲ対象期間)

- ①開設者名・②歯科診療所名(Excel の場合には自動転記されます)  
(様式1)実績報告書に記載された開設者名および歯科診療所名を転記してください。
- ③令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出の有無  
※令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出していない診療所のみ記載してください。  
診療報酬改定後にベースアップ評価料を届け出ている場合には○を、届け出していない場合には×を記載してください。  
**(×の場合、賃上げ対策補助金分(150,000円)に関しては返還していただく必要があります)**
- ④返還額有無の判定(Excel の場合には自動転記されます)  
Ⅱ補助対象経費 $-150,000 \geq 0$  の場合には○を、Ⅱ補助対象経費 $-150,000 < 0$  の場合には×を記載してください。  
**(×の場合、賃上げ対策補助金分(150,000円)のうち賃金に還元されなかった金額については返還していただく必要があります)**
- ⑤交付確定額(Excel の場合には自動転記されます)  
⑨「Ⅲ賃上げ支援事業の支給額(150,000円)」から「⑩返還額」を除いた額を記載してください。  
(返還額が0円の場合は、150,000円となります)
- ⑥Ⅰ賃金改善の総額(Excel の場合には自動転記されます)  
⑪+⑫+⑬+⑭+⑮の合計額を記載してください。
- ⑦ⅰ賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額  
⑥「Ⅰ賃金改善の総額」にベースアップ評価料を活用した金額や本補助金以外の賃上げ助成金を活用した金額が含まれている場合はその金額を記載してください。
- ⑧Ⅱ補助対象経費(Excel の場合には自動転記されます)  
⑥「Ⅰ賃金改善の総額」から⑦「ⅰ賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額」を除いた金額を記載してください。  
※千円未満に関しては切り捨ててください。
- ⑩返還額  
⑨「Ⅲ賃上げ支援事業の支給額」から⑧「Ⅱ補助対象経費」を除いた額を記載してください。※千円未満に関しては切り捨ててください。  
マイナスになる場合には、0円と記載してください。
- ⑪令和7年12月から令和8年5月までの間に基本給の引き上げによる賃金改善を行った額(円単位)を記載してください。
- ⑫令和7年12月から令和8年5月までの間に毎月決まって支払われる手当の引き上げによる賃金改善を行った額(円単位)を記載してください。
- ⑬令和7年12月から令和8年5月までの間に基本給・毎月の手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等の増加分に用いた額

- (円単位)を記載してください。当該部分を算出できないものの、給付金を充てている場合は⑪または⑫に含めてください。  
 ⑭令和7年12月分から令和8年3月分までの最大4ヶ月分として支給した一時金または特別手当の金額(円単位)を記載してください。  
 ⑮(5)に該当がある場合にのみ別紙2で算定して記載してください。

賃金改善(全体)の内容	I 対象人数 (常勤換算数)	II 月額または 月額換算額	III 月数	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(直接入力) (比較対象は給付金による 賃金改善前の水準)
(1)基本給の引き上げ	⑯ 10.25人	⑳ 6,878円	㉒ 4ヶ月	㉘ 7,000円
(2)毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)	⑰ 4.50人	㉑ 2,000円	㉓ 4ヶ月	㉙ 2,000円
(3)(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げ に伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分 のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記 に含めてください。)	⑱	㉔	㉔	
(4)一時金または特別手当	⑰ 10.00人	㉔ 3,000円	㉕ 1ヶ月分	

⑯⑰⑱【対象人数】「③月数の期間中における対象職員数の延べ人数」÷「③月数」

例:(4月の対象職員 100 名+5月の対象職員 100 名)÷2ヶ月

「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載してください。常勤の職員の常勤換算数は1としてください。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。)としてください。

⑳㉑㉒【月額または月額換算額】⑱⑳㉑㉒(月数)の期間中における賃金改善の総額÷対象職員数の延べ人数で算出可能

例:2,000,000 円÷(4月の対象職員 100 名+5月の対象職員 100 名)

㉘㉙令和8年6月1日以降の賃金改善水準(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)

令和8年6月1日以降(診療報酬改定後)の賃金改善水準の平均額を記載してください。

また、賃金改善額を維持・拡大させる必要がありますので、II 対象期間中の月額又は月額換算額以上の金額としてください。

賃金改善(全体)の内容については以下の具体例を用いて、説明します。

(例) 歯科診療所名: 熊本県庁デンタルクリニック熊本院

熊本県庁デンタルクリニック熊本院では、3月までは職員として、勤務歯科医師(40歳未満)1人、歯科衛生士3人、事務職員6人(常勤5人、非常勤1名)の計10人を雇用していたが、4月からは常勤の歯科衛生士1人を新規に雇用し、職員数が計11人となった。

(1) 職員数 (人)

職種	令和7年12月		令和8年1月		令和8年2月		令和8年3月		令和8年4月		令和8年5月	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
勤務歯科医師	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
歯科衛生士	3	0	3	0	3	0	3	0	4	0	4	0
事務職員	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1
計	9	1	9	1	9	1	9	1	10	1	10	1

(2) 月賃金表(補助金対象期間内) (円)

職種	月賃金報酬		ベースアップ幅
	ベースアップ前	ベースアップ後	
勤務歯科医師	400,000	410,000	10,000
歯科衛生士	200,000	207,000	7,000
事務職員	160,000	166,000	6,000

(熊本県庁デンタルクリニック熊本院では、賃上げを2月より実施した)

※非常勤職員は、「1,100円/時間」(ベースアップ前)→「1,150円/時間」(ベースアップ後)

→(ベースアップ前)月額換算すると 1,100円/時間 × 30時間(週) × 4週(1月) = 132,000円

→(ベースアップ後)月額換算すると 1,150円/時間 × 30時間(週) × 4週(1月) = 138,000円 <ベースアップ幅+6,000円>

常勤換算数は、常勤職員を「1」とし、非常勤職員の常勤換算数は下記の式によって算出してください。

「非常勤職員の所定労働時間」÷「常勤職員の所定労働時間」 (※非常勤職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。)

(例)

熊本県庁デンタルクリニック熊本院の場合

- ※ 職員(常勤)の所定労働時間→週40時間(8時間×5日)
- ※ 職員(非常勤)の所定労働時間→週30時間(6時間×5日)

(非常勤職員の常勤換算数) = 30時間(非常勤職員の所定労働時間) ÷ 40時間(常勤職員の所定労働時間) = 0.75人

よって、月別の常勤換算数は下記のとおり

(3)月別の常勤換算表

(人)

職種	令和7年12月		令和8年1月		令和8年2月		令和8年3月		令和8年4月		令和8年5月	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
勤務歯科医師	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
歯科衛生士	3	0	3	0	3	0	3	0	4	0	4	0
事務職員	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1
計	9	1	9	1	9	1	9	1	10	1	10	1
常勤換算数	9	0.75	9	0.75	9	0.75	9	0.75	10	0.75	10	0.75
	9.75		9.75		9.75		9.75		10.75		10.75	

※令和7年4月1日～令和7年12月31日までの職員数の増減はなし

## 〈賃金改善(全体)の内容〉

賃金改善(全体)の内容	入力欄				給付金の対象となった賃金改善の総額	
	I 対象人数 (常勤換算数)	II 月額または 月額換算額	III 月数	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(直接入力) (比較対象は給付金による 賃金改善前の水準)	賃金改善の総額 (自動計算)	
(1)基本給の引き上げ	10.25人	6,878円	4ヶ月	7,000円		281,998円
(2)毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ベースアップ評価手当の増額など)	4.50人	2,000円	4ヶ月	2,000円		36,000円
(3)(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げ に伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分 のみ)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記 に含めてください。)						0円
(4)一時金または特別手当	10.00人	3,000円	1ヶ月分			30,000円
(5)令和7年度に2.0%を上回るベースアップをすでに実施しており、なおかつ令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分の補てんに本給付金を充てた場合は、別紙にて算定した金額を右の欄に記載してください						30,537円

### I 対象人数(常勤換算数)(人)

＝「Ⅲ月数の期間中における対象職員数の延べ人数」÷「Ⅲ月数」

### II 月額または月額換算額(円)

＝「Ⅲ月数の期間中における賃金改善の総額」÷「Ⅲ月数の期間中における対象職員数の延べ人数」

### (1)基本給の引き上げ

(例)全職員を対象に、2月から5月まで(4ヶ月)の間(2)の表のとおり基本給の引き上げを行った。

#### I 対象人数(常勤換算数)

「Ⅲ月数の期間中における対象職員数の延べ人数」

＝9.75(2月)+9.75(3月)+10.75(4月)+10.75(5月)=41

41÷4ヶ月=10.25【I 対象人数(常勤換算数)】

## Ⅱ 月額または月額換算額

「Ⅲ月数の期間中における賃金改善の総額」 ※ベア幅＝ベースアップ幅

=10,000 円(歯科医師ベア幅)×1人×4ヶ月

+7,000 円(歯科衛生士ベア幅)×3人×2ヶ月(2月～3月)+7,000 円(歯科衛生士ベア幅)×4人×2ヶ月(4月～5月)

+6,000 円(事務職員ベア幅)×6人×4ヶ月

=282,000 円

282,000 円(Ⅲ月数の期間中における賃金改善の総額)÷41人(Ⅲ月数の期間中における対象職員の延べ人数)

=6,878 円【Ⅱ月額または月額換算額】(小数点がある場合には切り捨て)

よって基本給の引き上げ総額は、

10.25【Ⅰ対象人数(常勤換算数)】×6,878円【Ⅱ月額または月額換算額】×4ヶ月【Ⅲ月数の期間中における賃金改善の総額】

=281,998円

なお、(1)基本給の引き上げに関する総額が分かっている事業所に関しては以下の式で算出してもよい。

## Ⅱ 月額または月額換算額(円)

= (1)「基本給の引き上げ総額」÷引き上げ期間の「Ⅰ対象人数(常勤換算数)」

## (2)毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)

(例)歯科医師および歯科衛生士を対象に、2月から5月まで(4ヶ月)の間に手当を一律 2,000 円引き上げた。

Ⅰ 対象人数(常勤換算数)

「Ⅲ月数の期間中における対象職員数の延べ人数」

【歯科医師】1人(2月～5月)×4ヶ月+【歯科衛生士】3人(2月～3月)×2ヶ月+4人(4月～5月)×2ヶ月=18

18÷4ヶ月=4.5【Ⅰ対象人数(常勤換算数)】

これより、手当の引き上げ総額は 2,000 円×4.50人×4ヶ月=36,000 円

(4)一時金または特別手当

(例)職員全員に対して、3月(1ヶ月)に一時金を一律 3,000 円支給した。

10人【 I 対象人数(常勤換算数)】×3,000【 II 月額または月額換算額】×1ヶ月分=29,250 円

(5)令和7年12月から令和8年5月までの間の当該 2.0%を上回る部分の補てんに本給付金を充てた場合

(別紙2)

**※令和7年度に既に 2.0%を上回るベースアップを実施している医療機関のみ(算定には別紙2を使用)**

1名あたり平均額 (対象職員・対象職種・役職によって異なる場合は加重平均してください)								賃金改善の総額
賃金改善の内容(※)	I 令和7年3月31日時点の賃金水準(月額)	II 令和7年度中の賃金改善額(月額)	III 令和7年度中の賃金改善割合	IV 2.0%を上回ってベースアップを行った金額(補助金を使用可能な金額上限)	V 支給額を充てる月額(IVの範囲内)	VI 支給額を充てる期間(最大:令和7年12月～令和8年5月の6ヶ月)	VII 対象人数(常勤換算数)	
令和7年度の対象職員の基本給の引き上げ分について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分	188,900円	4,300円	2.3%	522円	522円	6ヶ月	9.75	30,537円
令和7年度の対象職員の毎月決まって支払われる手当の引き上げ分について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回っている場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分			#DIV/0!	#DIV/0!				0円
(充てた場合のみ記載) 上記の2.0%を上回る部分に伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)								0円

(※)計算方法は例えば下記の方法が考えられますが、対象とする賃金改善の内容や職員・職種の範囲は病院ごとに判断して計算いただくようお願いいたします。  
例1:対象職員全体の賃金水準加重平均額をR7.3.31時点とR7.12.1以降とで比較し、R7.12月からR8.5月までの間の2.0%を上回る分に充てる。  
例2:上記を職種別に比較し、2.0%を上回っている職種についてのみ、上回る分に充てる。  
例3:対象職員ごとに比較し、2.0%を上回っている職員についてのみ、上回る分に充てる。

(例)下記表及び記載のとおり、補助金対象期間前に2.0%を上回るベースアップを実施した。

(4)月賃金表(補助金対象期間前(令和7年4月1日～11月30日)に

ベースアップを行ったもの)

(円)

職種	月賃金報酬		ベースアップ幅
	ベースアップ前	ベースアップ後	
勤務歯科医師	390,000	400,000	10,000
歯科衛生士	195,000	200,000	5,000
事務職員	157,000	160,000	3,000

※非常勤職員は、「1,075円/時間」(ベースアップ前)→「1,100円/時間」(ベースアップ後)での雇用  
→(ベースアップ前)月額換算すると 1,075 円/時間 × 30時間(週) × 4週(1月)=129,000 円  
→(ベースアップ後)月額換算すると 1,100 円/時間 × 30時間(週) × 4週(1月)=132,000 円  
〈ベースアップ幅+3,000 円〉

(Ⅰ)令和7年3月31日時点の賃金水準(月額)

→令和7年4月1日から11月30日までの間(補助金対象期間前)に、ベースアップを実施した職員のベースアップ前の賃金平均を記入してください。

○ベースアップ前の賃金平均

勤務歯科医師(1人)、歯科衛生士(3人)、事務職員(常勤職員5人、非常勤職員1人) 計10人

{390,000(勤務歯科医師)×1人+195,000(歯科衛生士)×3人

+157,000(事務職員(常勤))×5人+129,000(事務職員(非常勤))×1人}÷10人=188,900 円(小数点がある場合には切り捨て)

(Ⅱ)令和7年度中の賃金改善額(月額)

→令和7年4月1日から11月30日までの間(補助金対象期間前)に、実施したベースアップ金額を記入してください。

○ベースアップ金額

勤務歯科医師(1人)、歯科衛生士(3人)、事務職員(常勤職員5人、非常勤職員1人) 計10人

{10,000(勤務歯科医師)×1人+5,000(歯科衛生士)×3人+3,000(事務職員(常勤))×5人

+3,000(事務職員(非常勤))×1人}÷10人=4,300 円(小数点がある場合には切り捨て)

(Ⅲ)令和7年度中の賃金改善割合 = {(Ⅱ 令和7年度中の賃金改善額)÷(Ⅰ 令和7年3月31日時点の賃金水準)}×100(※)

{4,300 円(Ⅱ)÷188,900 円(Ⅰ)}×100=2.2763÷2.3% (小数点以下を四捨五入)

※Excelシートを使用する場合には、自動計算されます。

(Ⅳ)2.0%を上回ってベースアップを行った金額(補助金を使用可能な金額上限)

{(4,300 円(Ⅱ)÷188,900 円(Ⅰ))-0.02}×188,900 円(Ⅰ 令和7年3月31日時点の賃金水準)=522円(※)

※Excelシートを使用する場合には、自動計算されます。

(V)支給額を充てる月額(IVの範囲内)

→基本的には、(IV)2.0%を上回ってベースアップを行った金額(補助金を使用可能な金額上限)と同額を記入してください。

(VI)支給額を充てる期間(最大:令和7年12月~令和8年5月の6ヶ月)

→基本的には、最大数である「6ヶ月」を記入してください。

(VII)対象人数(常勤換算数)

→(2頁参照)(3)月別の常勤換算表および注釈のとおり 9.75

(Ⅷ)賃金改善の総額 = (V)支給額を充てる月額 × (VI)支給額を充てる期間 × (VII)対象人数(常勤換算数)

→522円(V)×6ヶ月(VI)×9.75(VII) = 30,537円(※)

※Excelシートを使用する場合には、自動計算されます。

〈賃金改善(個別職種)の内容〉は、上記と同様の考え方にに基づき、記入してください。